

## ポジティブ・アクションと民主主義

## Positive Action and Democracy

彼 谷 環

KAYA Tamaki

## 1. はじめに

ドイツの政治は、2005年の総選挙以来、二大政党制から五党体制へシフトしてきた<sup>i</sup>。その変化の中で活躍目覚ましいのは、ドイツ左翼党（Die Linke）である。ドイツ左翼党は、ドイツ社会民主党（SPD）に対する政策への批判から誕生した、旧東ドイツの流れをくむ政党である。その成立経緯と、近年憲法擁護機関による監視対象となっている状況については、既に詳細な研究があるのでそれらに譲りたい<sup>ii</sup>。もっとも、既存の政党から流れ出た票が、そのまま左翼党に流入したわけではない。新自由主義政策に対する批判にくわえ、市民の文化や生活スタイルの変容、政治的意識の多元化が、既存の政党にとって安定した支持基盤が期待できないという状況を生み出している<sup>iii</sup>。

左翼党だけでなく既存の諸政党は、1980年代中頃から徐々に、支持基盤の回復をにらみながら、ポジティブ・アクション（以下、「PA」とする。）——とりわけ、その一形態としてのクォータ制——を積極的に導入してきた。各政党が取り入れてきたPAは、導入背景も内容も異なる。だが、ここで注目したいのは、「たたかう民主主義」（ナチズムを反省し「自由の敵には自由を与えない」というドイツ特有の憲法的価値）を標榜し、政党法を制定して政党の行動を規制してきたドイツが、国法という形態ではなく、政党規約でこれを実施していることである。PAの研究領域では、ドイツは、「政党による自発的クォータ」（Political Party Quotas）を選択した国として整理され、2008年には「ヨーロッパにおけるジェンダー・クォータ選挙制度と実現度調査」（「女性の権利とジェンダー平等に関する欧州議会委員会の委託研究」（2008.9））（代表：D・ダレループ・ストックホルム大教授）において、議会における女性比率が高い（30%以上）「成功したクォータ」だと評価されている<sup>iv</sup>。

たしかに、現代の政党は、Neo-liberalismや新しい社会民主主義の登場、多文化社会の中で特定集団への帰属意識が低下したことを受け、社会のニーズを政策に反映させる過程での独占的地位を喪失したかのようである。また、影響力行使の要であった政府から政策分野が独立し、政策過程全体の中で政党が占める比重も低下してきた<sup>v</sup>。安定した支持基盤を失った政党が、再びその存在意義を見出すには、どのような民主主義と接合できるのだろうか。また、PAは、その際のツールとなり得るだろうか。

## 2. ドイツの変容する政治

ドイツの政党政治の変容を、左派の登場という視点を中心に概観しておこう。

ナチズムの反省の上に成立した戦後ドイツの議会制民主主義は、キリスト教民主同盟 (CDU) とキリスト教社会同盟 (CSU)、社会民主党 (SPD) の二大国民政党を中心とする「穏健な多党制」の性格を有していた。また、「たたかう民主主義」を採用したドイツは、憲法レベルで、政党に対して「民主主義の諸原則に適合するよう」な内部秩序 (= 政党内民主制) を求めるとともに、選挙制度上、「5%阻止条項」を置き、政党の乱立を防ぎ、政策担当能力のある多数派を形成しやすくすることで、議会機能を確保しようとした。

こうした憲法的枠組みのもとで展開するドイツの戦後デモクラシーを大きく揺さぶったのが、「68年世代」を中心とした運動であり、その68年世代が中心的担い手となった「緑の党」(die Gruenen)の誕生である。緑の党が新たな争点として打ち出したのが、エコロジーや人権、平和やフェミニズムといった既成政党が真正面から取り組むことがなかったものであったが、同時に、初めてドイツでクォータ制を導入し、左派的思考や新中間層を支持基盤とする社会民主党と競合した<sup>vi</sup>。

時代がかなり飛んで、2005年の連邦議会選挙は、それまでの二大政党制から現在の五党体制へ転換する大きな転換を迎える<sup>vii</sup>。2002年、雇用状況が悪化に転じたとき、当時のシュレーダーSPD政権は「アジェンダ 2010」を出し、失業給付の大幅削減と受給条件の厳格化を中心とする構造改革計画を発表した。しかし、この計画は、ドイツ統一以降、労働組合や失業者の多い旧東ドイツ市民にとっては到底納得できないものであり、SPD内部でも批判が激化し、党員が相次いで離党するという事態を招いた。そこで、元SPD党員や労働組合活動家らが結成した「労働と社会的公正のための選挙オルタナティブ」(WASG)組織と、旧東ドイツ共産党の流れをくむPDSが、選挙に統一名簿を提出したことで「左翼党」が誕生する。左翼党は、2005年選挙で、得票率8.7%を獲得し、一気に第4位に躍り出る。既存政党へのオルタナティブを旗印に登場した点で、左翼党は緑の党と共通していると考えられるが、それがオルタナティブたり続けられるか、という点とは切り離して考えられねばならない。ただ、この二党だけが、後述するように、自らが設定したクォータの目標比率をいずれも上回っている点は興味深い。

左翼党が5%の壁を超えたことで、従来一般的だとされてきた中道保守 (CDU/CSU+FDP) か赤緑連立 (SPD/緑) のうち、過半数の議席を獲得した政党が連立政権を形成するという方法が実現しなくなった。そこで、三党連立の可能性が模索されるようになるが、2009年秋以来、初めて成立したザールラント州 (CDU、FDP、緑) のいわゆる「ジャマイカ連立」 (= 黒・黄・緑の国旗) も、常にFDPとCDUとの軋轢があったことが理由となり (CDU所属のクランプ・カレンバオア州首相)、早々に崩壊している。

他方、SPD・緑の党・左翼党の「赤赤緑」連立政権を目指す動きもみられる。このような左派超党派の活動を理論的に支えているのが、超党派シンクタンク「連帯的近代のための機構」(Institut Solidarische Moderne: 以下、「ISM」とする。)である。ISMは、2010年1月31日、ベルリンで設立大会を開催した。政治・経済における新自由主義の覇権が、この間加速してきた経済格差や人権侵害、エコロジー危機の背景にあるのだと認識する<sup>viii</sup>。そして、新自由主義への

オルタナティブのための協働こそ、ISMの目的であるとし、その設立宣言でも、「諸組織から、政党から、アカデミズムから、社会運動から、オルタナティブな政治のために何かをなしたいという欲求を持った人々を結集する」という<sup>ix</sup>。また、「オルタナティブは、デモクラシーの再活性化を基礎に再興されるべき」だと主張する。

ここで想定されている「デモクラシー」が具体的にどのようなタイプであるかについて、ISMの設立宣言は明確にしていない。だが、目標とされる具体的課題の一つに、「ジェンダー・バイアスはいかにして解消され、多元的社会における多様なライフスタイルへの寛容の精神はいかにして促進されるべきか」という問いが挙げられている<sup>x</sup>。少なくとも、すべての市民には公平な機会が保障され、多様なライフスタイルが認められる政治的多元主義が前提となっていることが推測される。

### 3. ドイツの主要政党によるPAの導入状況

ここからは、ドイツの政党政治の変容の中で、市民の関心を再び取り戻すために用いられてきたPAの手法について考えてみたい。

周知のとおり、PAは、アメリカ合衆国で展開された差別是正措置 (affirmative action) がその源であるとされ、当初、人種差別問題を解消するために援用された。それが、女性や宗教的マイノリティへと拡大されていく。ここではPAの定義を、ドイツの実態にあわせ、「過去の社会的構造的差別により不利益を被ってきた女性に対し、特別の機会を導入したり、現実の社会で生じている事実上の不平等を縮小することで、実質的平等を実現する暫定的で特別な措置」と定義しておく。

直近の2009年連邦議会選挙の結果を、得票率の高い政党順に並べると、CDU/CSU (33.8%)、SPD (23.0%)、FDP (14.6%)、左翼党 (11.9%)、同盟90/緑の党 (10.7%)となる。ところが、これを女性議員比率から眺めてみると、左翼党 (53.9%) と同盟90/緑の党 (54.4%) で過半数を占めていることがわかる<sup>xi</sup>。このような結果をもたらした各政党のPA (実際には、女性候補者に対して一定枠を割り当てるクォータ制) はどのようなものか。それらは、たいてい政党規約に根拠を有するが、PA導入の動きは左翼政党から保守政党へと浸透していった。

以下、PAをより早く取り入れた政党から順にみていこう。

#### (1) 同盟90・緑の党 (Buendnis 90/Die Gruenen)

同盟90・緑の党は1986年にPAを導入したが、その理由として、党の設立当初から、環境保護運動や反核運動にくわえ女性問題にも関心が高かったことが挙げられる。また、同党は、党の規約以外に「女性規約」 (Frauenstatut) を持つ<sup>xii</sup>。比例代表選挙に提出する政党リストはこれを根拠としているが、「第1位=女性、第2位=男性、第3位=女性…」と、女性を奇数順位に置くZip制を採用し、男女同数を目指す50%クォータが目標とされている。このほか、「女性規約」では、女性だけの選挙リストについても想定されている。

女性政策にいち早く取り組んだ緑の党は、結党時から「底辺民主主義 (Basisdemokratie)」を組織の構成原理としてきた。これは、一般党员の意思が最高のものであり、党役員や党所属議員

はその意思決定を忠実に実行すべきであるという理念である<sup>xiii</sup>。また、緑の党は、「議会・政党・選挙」というリベラル・デモクラシーの政治制度に懐疑的であり、参加民主主義(討議民主主義?)<sup>xiv</sup>を目指してきた。もともと、オルタナティブ政党であった緑の党は、政権政党の一角を占めるようになったことから、理想と現実の矛盾も指摘されている。

## (2) ドイツ社会民主党 (SPD)

SPD は、1988 年の党大会で PA の導入を決定した。しかし、党内では既にその女性組織である「社会民主女性連盟」が 1977 年段階でクォータの導入を正式決定し、党に圧力をかけ続けていたが、残念ながら緑の党に先を越されている。

具体的には、党規約 11 条「議席の担い手」(Quotierung) で 40%クォータが明記されており、男女いずれもこの比率以上を占めなければならないとする<sup>xv</sup>。当初、2013 年までの時限措置とされたが、今ではそうした規定はない。

## (3) キリスト教民主同盟 (CDU)

CDUは、SPDと同じく 1988 年にPAを導入した。その背景には、従来安定的な支持基盤であった主婦を中心とする女性層が、生活基盤の変化に伴い、特に若い世代に属する女性有権者の支持が得られなくなったことが指摘される。緑の党とSPDが着実に女性議員を増加させているのを見て、CDUも危機感を募らせることになり党規約を改正させたという<sup>xvi</sup>。

党規約 15 条「女性と男性の同権」は、候補者リスト、党の役職・公職において少なくとも三分の一を女性に割り当てる (Frauenquorum : 名称は「クヴォルム」)。SPD・CDU の二大政党がクォータを導入した結果、連邦議会で女性議員が三割を超えることになる。

なお、バイエルンの組織、キリスト教社会同盟 (CSU) は、党規約に特別な規定を置かないものの、条文中で“Frauen und Mannern”と併記することに留意している<sup>xvii</sup>。

## (4) ドイツ自由民主党 (FDP)

FDP の党規約にクォータの規定は存在しない。

しかし、男性中心の政党だとされるFDPも(女性党員は 23%程度)、2006 年連邦役員会で「FDP 内の女性の地位向上」決議を採択し、党内の指導的地位に女性比率を高めるため、メンタリング・プログラムに対する支援措置を定めている<sup>xviii</sup>。

メンタリング・プログラムとは、経験ある政治家をメンター(指導者)、未経験者をプロテジェ/メンティーとしてペアを組ませ、メンティーに対し政治家の経験を伝え活動を共に体験させる等個別指導を行うほか、能力開発のための研修に参加させるプログラムである。クォータを進めるには女性人材の確保が重要だが、女性政治家養成のため、各政党で実施されている。

## (5) 左翼党 (Die Linke)

左翼党は、前身の民主社会主義党 (Partei des Demokratischen Sozialismus : PDS) が、1990 年に党名を改称し新政党を発足させたとき、革新性の象徴として PA を導入した。

党規約 10 条は、「ジェンダー・デモクラシー」という項目が置き、「党内における女性の政治

的意思形成を積極的に促進しなければならない」こと、「女性が差別されることもその政治活動を妨げられることもない」ことを党の目標とし、50%クォータを採用する。方法は緑の党と似ているが、政党リスト作成時に、1位・2位のいずれかと、3位以下の奇数順位を女性に割り当てることが定められている<sup>xix</sup>。

以上のように、緑の党にならい、他の政党も導入せざるを得なかったクォータ制は、政党自身が選択したという点では「自律的」である一方、女性票の取り込みによる支持率回復を見込んだという点では「外圧的」導入の側面もあると言えよう。他方、緑の党が参加民主主義・底辺民主主義の実現形態としてクォータ制を考えていたことは注目に値する。

#### 4. クォータの正当化根拠とデモクラシーとの関係

上記のように、ドイツの政党が積極的に採用してきたクォータ制だが、その正当化根拠はなにか。日本では既に政治学者の御巫由美子氏や田村哲樹氏により既に紹介されているが、ここでは、まず、ロンドン・スクールオブ・エコノミクス(LSE)教授で政治学者のA・フィリップスの見解を参考にしたい<sup>xx</sup>。

フィリップスは、まず、①「正義」の観点を挙げる。これは、男性が代表を独占しているのは著しく公正さを欠く、という現状を問題視したものである。

②次に、「女性の利益」の観点から指摘される。女性の経験から生じるニーズ、利益、関心というものが存在するが、これらは、男性によって支配された政治においては適切に扱われることができない、という考えに基づく。しかし、こうした見解に対しては、明確に合意された「女性の利益」はあるのか、また、女性だからと言って利益が一致するとは限らない、という批判が成り立つ。

これらの批判に対し、フィリップスは以下のように自説を展開する。すべての女性に統一的な利益があることを前提としているわけではなく、妊娠や中絶等女性と男性の間の利益に差異があることを前提としている。また、政治的排除の歴史が特定集団の利益表出をより困難にする場合があり、意思決定の場の構成員につき女性を増やすよう変化させる場合もあるとする<sup>xxi</sup>。さらに、フィリップスは、「女性」というカテゴリーが「女性の利益」を思わせないほど多様であることから、女性が増えても、女性は多様であるから、ジェンダー以外の多様なアイディアも表出される、という。ゆえに、女性の過少代表の解消は、「女性」という特殊な集団に焦点を当てているように見えるが、女性というカテゴリーは他の種類の差異や区分を包括するため、「障がい、文化、宗教」等、政治的アイデンティティの多様性・多層性のために必要な空間をオープンにすることができる、と主張する。

「女性の利益」をクォータ制の正当化根拠としておきながら、そこにいう「女性」自体が多元的であることを認めるフィリップスの議論は、選挙で女性が選ばれた場合、それは「女性の代表」を意味していると言えるのか、という疑問には何も回答していないことになる。実際、代表民主主義では、女性の当選者が「女性の代表」であることを保障する仕組みはなく、その意味でクォータ制導入の説明責任が問われる。同様の指摘として、C・ムフも「政治の領域において、シテ

イズンシップに関心をもつかぎり、性差というものは妥当な区別であってはならない」とする<sup>xxii</sup>。

③そこでフィリップは、第3の正当化根拠として、「デモクラシーの活性化」を挙げる。つまり、「議会のジェンダー構成を変えることは、女性を体系的に従属的地位に追いやってきた社会的制度配置への挑戦であり」、男女を同数にすることは、「政治的アジェンダを変容させるための最小限の条件」である。言わば、男女を同数にすることが、民主的議論を行う際の出発点になると考える。また、この場合に想定されているのは、議会制民主主義ではなく、議会以外の形態での公開フォーラムや協議体であり、足元からの、「政治を家庭に近づける」議論だとされる<sup>xxiii</sup>。

フィリップスの議論以外に、クォータ制と両立可能なデモクラシーについて、テュービンゲン大学教授のE・Krauseは、フェミニスト・デモクラシー論において、全く異なる理論の最たるものとして以下の議論を紹介している。

ギーセン大学教授のB・オーランド・クンツ (Barbara Holland-Cunz) は、理論的思想史的研究から、理想とする民主主義を考察する<sup>xxiv</sup>。具体的には、人々の結合する力、結合する必然性を盛り込むような、参加的で直接民主主義的な討議デモクラシー・モデルを構築せねばならないとする。だが、オーランド・クンツの議論は抽象的にすぎ、具体的な発展形態への言及はなされていない。

また、政治システム・比較政治学を専門とするライプチヒ大学教授のB・ヘッカーは、政治における——特に指導的地位における——女性の不十分な代表は、社会における性に特有な分業が原因だと考える。そのために、比例代表選挙にクォータ制を導入することにより制度的修正を図ることを主張するが、その議論の根底には、「労働の公正な分配が、政治における両性の平等な参加に到達しうる」という認識がある<sup>xxv</sup>。

## 5. 今後の課題

ドイツで、クォータ制が政党内部で展開しえた要因の一つに、ドイツ基本法が制定当初から「男女同権」と「性別その他の不利益取扱い・優遇の禁止」を併せ持っていたことにも留意しておきたい。ドイツ連邦憲法裁判所は、初期の段階でこれらの規定に大きな違いはないとしていたが、1992年1月28日の夜勤禁止判決において、3条2項（「男女は同権である。」）が同3項（「何人も、その性別、門地、人種、言語、出身地及び血統、信仰又は宗教的もしくは政治的意見のために、差別され、または優遇されてはならない。」）を超える規範内容を持つこと、また、男女同権の実現という目的のために女性を優遇することは許されると判示した<sup>xxvi</sup>。こうした認識が、後の1994年基本法改正時に追加された3条2項2文（「国家は、男女の同権が実際に実現するよう促進し、存在する不平等の除去に向けて努力する。」）として結実する。

クォータ制の導入をめぐるドイツ諸政党の事例と民主主義との関連を主張する議論は、日本の代表民主制にどのようなインパクトを与えるだろうか。あるいは、民主主義それ自体の活性化のために役立つクォータ制の具体的形態とは、どのようなものだろうか。引き続き、今後の課題としたい。

なお、日本においてクォータ制の導入を積極的に推進している辻村みよ子教授は、次のような理由から民主主義の活性化を図ろうとする<sup>xxvii</sup>。すなわち、議会内の多数派の意向に従い決定が

行われる「多数派支配デモクラシー」に対する不信と機能不全は日本においても例外ではないとし、その処方箋として、選挙の「民意反映機能を全うさせるために得票率と議席率との間の乖離が少ない制度を追及すること」、「その前提として、投票価値の徹底平等や自由選挙の実現など、選挙権の『権利性』を損なう現実を徹底して改めることが必要」だとする。具体的には、日本国憲法 43 条が規定する「代表制」を「半代表制」と解すること、また、比例代表選挙の政党による候補者リストにクォータを導入することで、多元的民主主義の実現を目指すという。

また、辻村説では、政党リストへのクォータ導入について、政党による「自発的」導入が最も理想的であるとしたうえで、それがかなわない場合、政党リストの一定比率に女性を置く制度を要請すること、その一方策として、政党助成金の増額支給により女性候補者擁立を進めていくという可能性が提示されている<sup>xxviii</sup>。

こうした方法は、日本でクォータ制を根付かせるための戦略としては有効に思われるが、憲法的に議論のある政党助成金制度<sup>xxix</sup>を所与のものとして政党にクォータ制を「強制する」ことは、それが補助金の増額によってのみ行われるとしても、「政党の自律性」を損なわないと言えるだろうか。むしろ、辻村教授自身提唱してきた、クォータ制を、歴史的に政治の周辺に放置されてきた集団に属する人々を同じスタートラインに立たせるという意味での「機会の実質的平等」を目指すものとする理論構成をとりつつ、代議制民主主義になじむクォータの種類と可能性について考察していく必要性を感じる。

本稿は、学術研究助成基金助成（基盤研究（B）課題番号 21330005）「グローバル化時代における民主主義の再創造に向けた比較憲法的研究」（代表・本秀紀名古屋大教授）の第 6 回研究会における報告「ドイツの政党と政治運動」を大幅に加筆修正したものである。

## 註

- i さしあたり、近藤潤三『ドイツ・デモクラシーの焦点』（木鐸社、2011年）402頁参照。
- ii 植松健一「諜報機関による議員の監視と「たたかう民主制」——ラーメロウ事件を素材として」島大法学 55 巻 1 号 59 頁以下（2011年）、小野一「ドイツの政党再編成と左派の可能性 超党派シンクタンク——「連帯的近代のための機構」を中心に」  
(<http://www.gendainoriron.com/op14ono.html>)
- iii このことは、2011年9月に実施されたベルリン市議会選挙にも顕著にみられる。同選挙では、メルケル首相率いる与党キリスト教民主同盟（CDU）がドイツ社会民主党（SPD）に敗北するとともに、中央で CDU と連立を組む自由民主党（FDP）の得票率が議席確保に必要な 5% に達しなかった（FDP はユーロに懐疑的で、「反欧州」というポピュリズム的立場を示していたが、有権者の支持獲得には至らなかった）。一方、ワン・イシュー・パーティーである新党「海賊党」（Piraten Partei）が 8.9% を獲得した。
- iv 「ヨーロッパにおけるジェンダー・クォータ選挙制度と実現度調査」は、EU27 カ国と EEA3 カ国を調査対象とし、立法化されたクォータと任意的政党クォータの採用国を比較している。そこでは、議会における女性比率の高い国（30%以上）と低い国（20%以下）の原因が考察されたうえで、ドイツのケースを「成功したクォータ」だとする。
- v これに関連して、『非制度的公共圏』を組み込んだ民主政の『複合モデル』を前提にすれば、

- 「政治が政治的意思形成の媒体役を『独占』するとの想定は根拠を失う」。参照、本秀紀「現代民主政と多層的『公共圏』——政党民主政論の再構築に向けて」名古屋大学法政論集 213号 (2006年) 185頁。
- vi ここでは、西田慎『ドイツ・エコロジー政党の誕生——「六八年運動」から緑の党へ』(2009年、昭和堂) 15頁以下。
- vii 以下、網谷龍介・伊藤武・成廣孝編『ヨーロッパのデモクラシー』(ナカニシヤ出版、2009年) 85～87頁。
- viii この点を、「ターボ資本主義と脱民主主義」 („Turbokapitalismus" und „Postdemokratie") と称する。ここでは、小野一『現代ドイツ政党政治の変容——社会民主党、緑の党、左翼党の挑戦』(吉田書店、2012年)、同「ドイツの政党再編成と左派の可能性」参照。
- ix <http://www.solidarische-moderne.de/de/article/2.vorstellung.html>
- x <http://www.solidarische-moderne.de/de/article/2.vorstellung.html>
- xi ドイツ連邦議会 HP サイトより ([http://www.bundestag.de/btg\\_wahl/index.html](http://www.bundestag.de/btg_wahl/index.html))。
- xii <http://www.gruene-partei.de/cms/files/dokbin/43/43470.satzungfrauenstatut.pdf>
- xiii 間柴泰造・渡邊斉志「連合 90/緑の党の『底辺民主主義的』組織と近年の改革動向」レファレンス (2005年2月) 75頁以下。
- xiv 「討議民主主義」について、毛利透教授は「市民の討議から形成される世論に統治の正当性を求める政治理論」と定義する。「政党を国民と国家との唯一の媒介者とするような民主政へのオルタナティブを提示するのが討議民主主義のねらいの一つ」だとする毛利の意見に倣えば、緑の党の出発点は、そうしたオルタナティブの提示にあった。参照、毛利透「政党と討議民主主義」辻村みよ子編『憲法理論の再創造』(日本評論社、2011年) 447～459頁。
- xv 彼谷環「政策決定過程における女性の参加とポジティブ・アクション」富山国際大学子ども育成学部紀要第2巻 (2011年) 55頁。
- xvi 齋藤純子「政党におけるクォータ制の定着」内閣府男女共同参画局「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」(2008年3月)。  
(<http://www.gender.go.jp/research/sekkyoku/h19shogaikoku/sec2.pdf>) 49～51頁。
- xvii <http://www.csu.de/dateien/partei/blaetterkatalog/satzung/index.html>
- xviii 齋藤・前掲「政党におけるクォータ制の定着」49頁以下、A・Germer u. B.Holthus, Gender Inequalities and Work-life Balance: Social Change and Law Fertility in Germany, German Institute for Japanese Studies, Working Paper 08/1([http://www.dijtokyo.org/publications/WP0801\\_GenderIneq-Work-lifebalance.pdf](http://www.dijtokyo.org/publications/WP0801_GenderIneq-Work-lifebalance.pdf))。)
- xix 彼谷・前掲「政策決定過程における女性の参加とポジティブ・アクション」55頁。
- xx A.Phillips, The Politics of Presence: Democracy and Group Representations, Oxford University Press 1995, pp.63-70. また、参照、田村哲樹「デモクラシーとポジティブ・アクション」田村・金井篤子編『ポジティブ・アクションの可能性』(ナカニシヤ出版、2007年) 22～29頁。
- xxi たとえば、①利益が正確に表現されていない場合、②政治的アジェンダが特定の利益への言及なしに構成されている場合、③何が最善の策かを明らかにするためにより新鮮な思考が必要である場合、だとされる。田村・前掲論文(注22)、25頁。
- xxii シャンタル・ムフ/千葉眞ほか訳『政治的なるものの再興』(日本経済評論社、1998年) 166頁。
- xxiii 田村・前掲「デモクラシーとポジティブ・アクション」29頁。
- xxiv E.Krause, Einfuehrung in die politikwissenschaftliche Geschlechterforschung, 2003 Opladen, SS.191-199.
- xxv E.Krause, a.a.O., S.204-207.
- xxvi BverfGE85,191.
- xxvii 辻村みよ子『ポジティブ・アクション』(岩波新書、2011年) 131頁。
- xxviii 同上・150頁。
- xxix 政党助成金制度の違憲性を指摘するものとして、さしあたり、上脇博之『政党国家論と憲法学——「政党の憲法上の地位」論と政党助成』(信山社、1999年)。